



1. 広がるアジアにおける地域統括会社の活用
2. インドネシアの新会社設立・増資・M&A 時の持ち株比率
3. 政治・経済・産業トピックス
4. 最近の日系企業の新規海外案件情報
5. 「グローバル経営支援セミナー」開催情報

1. 広がるアジアにおける地域統括会社の活用

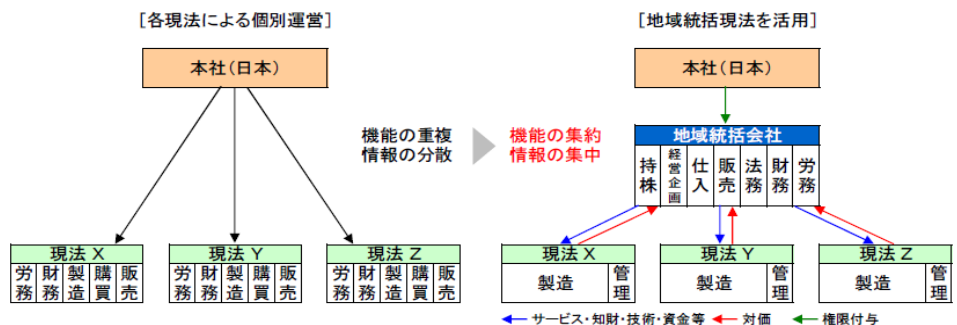
アジア各国の経済発展に伴う消費市場の急速な拡大、災害等の発生に対するリスク分散等を背景に、アジアに複数の拠点を保有する日系企業が増えている。アジアのグループ企業、現地法人数が増えるにつれ、財務や労務等の機能が重複する。また、現地の事業環境の変化等の情報を本社側で素早く正確に把握することが困難となり、経営判断や意思決定が遅れるリスクもある。こうした課題の解決のため、地域統括会社を活用する動きが広がっている。

■ 地域統括会社が「できる」こと

代表的な地域統括会社設立の機能は表の通り。本社から、地域統括会社に各種権限を付与することでグループ全体の効率的な運営や、再投資等に関する迅速な意思決定を任せられることができる。また、各国の現法間で重複している機能と分散している情報を、図のように地域統括会社に集中・集約することで、現法側は本業（製造及びその管理等）に専念することが可能となる。上記地域統括会社の機能のうち、設立目的としては、再投資の効率化、ガバナンスの強化の順に件数が多いが、業務の効率化を狙うケースも増加してきている。以下、貿易決済の効率化を例に解説する。

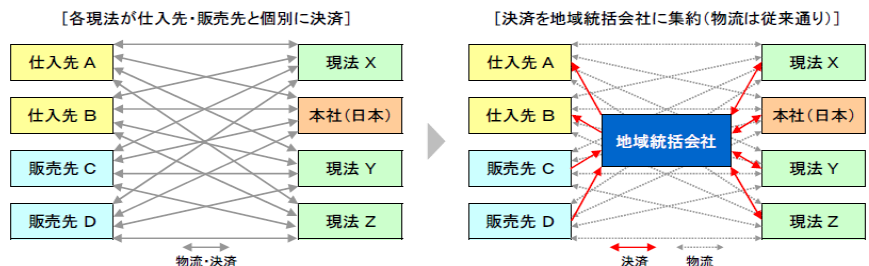
[地域統括会社の機能と概要]

機能	概要
再投資の効率化	地域統括会社を中間持株会社として税制面でのメリットを享受し、留保したグループ企業の利益を効率的に再投資する
ガバナンスの強化	グループ企業の現場により近い場所で、現地情報（法制、税務、他社動向等）の収集と意思決定を迅速に行う
業務の効率化	グループ企業の資金管理、仕入、販売、決済等を集約することにより業務を効率化し、コストを圧縮する



■ 業務効率化の具体例 ～貿易決済の効率化(決済代行、ラインボイス)～

現地法人の業務が拡大し、仕入・販売先が多様化してくると、支払・回収の事務が現法にとって大きな負担になる。これに対し、物流は従来通り(仕入・販売先直送)のまま、支払・回収事務を地域統括現法に集約する

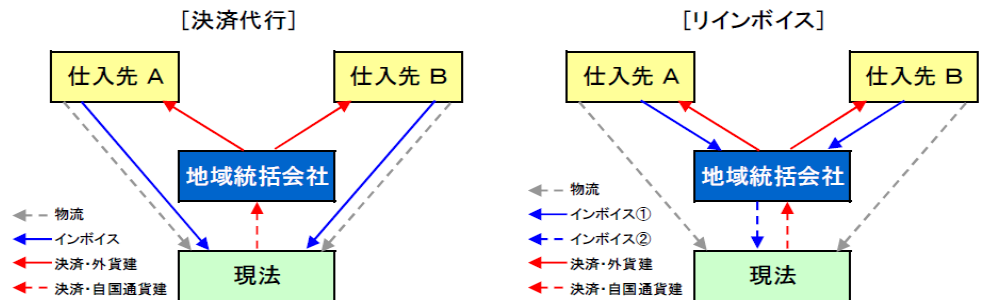


ことにより、決済に関わる現法の事務負担を軽減することができる。

○ 決済代行とリインボイス

貿易決済集約の手法には、インボイスの流れの違いにより「決済代行」と「リインボイス」がある。決済代行は、物流、インボイスともに従来通りとし決済のみ地域統括会社が代行する。一方、リインボイスは仕入先からのインボイスは地域統括会社宛とし、別途地域統括会社が統括対象の現法宛インボイスを発行する。どちらの手法も、現法と仕入先の貿易決済(外貨建)を地域統括会社に集約し、仕入先への支払は外貨建のまま、現法から地域統括会社への支払を現地通貨建に切替えることにより、現法の為替リスクを地域統括会社に付替える(現法を為替リスクから開放する)効果がある。また、リインボイスの場合、地域統括会社から現法宛インボイスの支払サイトを調整することで、現法の資金繰りに柔軟に対応することもできる。

アジアには、為替資金市場の制度や規模等により、為替リスクのヘッジや機動的な資金調達が困難な国も多く、貿易決済の集約による現法の為替リスク軽減、資金繰り安定効果の意義は大きい。



■ 地域統轄現法立地のポイント(どこに設立するか?)

地域統括会社と各現法の間では、資金、情報、サービスの遣り取りが頻繁に行われることになり、地域統括会社設立にあたっては、外資規制、外為規制、税制、情報・通信インフラ、人材・オフィスの確保等が重要な要素となる。

アジアでは、香港並びにシンガポールが「金融・物流ハブ機能」「低い税率」「高い経済自由度」「高水準のインフラ」「豊富な人材」といった共通の魅力に加え、それぞれ以下のような固有の特長を背景として、統括会社設立地の主流になっている。

○ 香港 ～中国・アセアンとのリンク～

1997年の香港返還以降、「香港不要論」が取り沙汰されることもあったが、「人民元クロスボーダー決済」の開放(2009年)、「アセアン・中国 FTA(ACFTA)」の本格稼動(2010年)等、中国・アセアンを取巻く環境の変化による、アセアン・中国間のゲートウェイとしての地理的な優位性の高まりから、改めて香港の重要性が見直されている。とりわけ、人民元の国際化進展に伴う為替資金取引の拡大は、「オフショア人民元センター」としての香港の存在感を際立たせている。

○ シンガポール ～「地域統括会社に対する投資奨励制度」と「アセアンの中心」～

シンガポールの特長は、地域統括会社に対する投資奨励制度が設けられている点である。具体的にはシンガポール経済開発庁が定める各種条件を満たした上で、「地域統括本部＝RHQ」、「国際統括本部＝IHQ」及び「金融財務センター＝FTC」として認定された場合、大きな法人税減免のメリット享受が可能となる。また、中国のリスク分散の受け皿として、東南アジアにおける事業展開という観点からすれば、「経済的・地理的にアセアンの中心に位置する」という地理的優位性も有しているといえよう。

○ タイ、マレーシア ～「地域統括会社に対する投資奨励制度」と「地域特性」～

香港、シンガポール以外では、タイとマレーシアがそれぞれ「地域統括本部 (ROH)※」、「事業統括本部 (OHQ)」の認定による法人税減免を柱とする投資奨励制度を設け、地域統括会社設立を推進している。タイ、マレーシアは、香港・シンガポールに比べ外資規制や外為規制が厳しく、製造業以外の外国

地域統括会社設立地としての特色	
タイ	・自動車、電子・電機を中心とするアセアン随一を誇る日系製造業の集積を背景に、「製造の現場」で統括機能を発揮できる。
マレーシア	・シンガポールを上回る手厚い投資恩典。 ・シンガポールの隣接地(ジョホール州イスカンダル開発地域)でシンガポールよりも低いコスト(人件費、オフィス賃貸料)で統括会社を運営できる。

企業の事業活動については制約が多いのも事実であるが、上記のような奨励制度を活用することにより、外資100%の地域統括会社設立が可能になる。尚、各奨励制度は下表のような特色を備えているが、対象となる事業が定められているため、地域統括会社の設立にあたっては、目的の事業が制度の対象に合致しているかどうかの確認が必要となる。

※ 制度制定年により優遇内容・要件の異なる2種類のROH(2002、2010)制度あり。尚、ROHは仕入(集中購買)の当事者になることができない(=商流に入ることができない)点に留意する必要がある。

<シンガポール、タイ、マレーシアにおける統括会社の優遇制度概要比較>

		シンガポール		タイ		マレーシア
		RHQ	IHQ	ROH(2002)	ROH(2010)	OHQ
法人税	(通常税率)	(17%)	(17%)	(20%)	(20%)	(25%)
	優遇税率	15%	0/5/10%	10%	0/10%	0%
	優遇期間	5年 (延長可)	5~20年	期限無し	最大15年 (10+5年)	10年
	優遇条件	資本金、雇用、経費、統括対象国数等	資本金、雇用、経費、統括対象国数等	ROH収入の海外比率	資本金、雇用、経費、統括対象国数等	資本金、雇用、経費、統括対象国数等

(出典:シンガポール EDB、タイ BOI、マレーシア MIDA、JETRO の資料より三菱東京 UFJ 銀行作成)

成長著しいアジアを中心とする新興国への日系企業進出が加速する中、日本政府も日系企業の競争力維持のため、配当に関わる税制緩和(海外子会社配当金不算入、タックスヘイブン対策税制緩和)を実施している。配当及びその再投資等に関わる財務戦略の選択肢が拡大していることも、地域統括会社の設立を後押ししており、地域統括会社を活用する日系企業は、今後も増加していくと見られる。

各国の優遇制度、設立環境を比較し、自社に最適な制度を活用することで、地域統括会社設立による大きな効果が期待できる。

<アジアの主要地域統括現法設立候補地の強みと留意点>

	香港	シンガポール	タイ	マレーシア
強み	<ul style="list-style-type: none"> 高水準のインフラ(物流、金融、IT) 地理的、制度的な中国とのアクセスの良さ シンプルかつ軽課税率の税制 経済自由度ランキング※1位(19年連続) 	<ul style="list-style-type: none"> 高水準のインフラ(物流、金融、IT) 他のアセアン各国とのアクセスの良さ 英語が公用語 統括会社に対する優遇制度 経済自由度ランキング※2位 	<ul style="list-style-type: none"> アセアン随一の日系製造業集積(「製造の現場」に統括機能) バランスの良く整備されたインフラ 統括会社に対する優遇制度 	<ul style="list-style-type: none"> 手厚い統括会社に対する優遇制度 シンガポールに隣接(ジョホール州) ハイテク産業の集積 充実したシェアードサービス バランス良く整備されたインフラ イスラム圏とのリンク
留意点	<ul style="list-style-type: none"> 人件費、賃料(住居・事務所)が高い 	<ul style="list-style-type: none"> 人件費、賃料(住居・事務所)が高い 	<ul style="list-style-type: none"> 非製造業に対する外資規制 厳しい外為規制 	<ul style="list-style-type: none"> プミトラ政策による非マレー人(企業)に対する規制 厳しい外為規制

(※ヘリテージ財団発表:2013年度版/米国=10位、日本=24位)

(2013年9月13日作成)

(三菱東京 UFJ 銀行 国際業務部)

2. インドネシアの新会社設立・増資・M&A時の持ち株比率

インドネシアの経済状況が好調に推移していることから、日系企業によるインドネシアでの新会社設立、増資、合併・買収(M&A)が盛んに実行されています。その際の「持ち株比率(資本比率)」について議論されるケースが多いため、その目安について考察します。

株主の権利

インドネシア会社法(2007年第40号)第52条(1)には株主の権利として以下a~cが規定されています。

- a. 株主総会に出席し(代理人への委任可能)、票を投じる(議決権のない優先株を除く)権利
- b. 配当の支払いや会社清算の場合の残余財産の分配を受ける権利
- c. 本法に基づく、その他の権利を行使する権利

基本的には会計上の貸借対照表の「資本の部=純資産額」は、株主の持ち株比率に応じて分配されるべきものであり、また株主総会は会社の最高決定機関であり、過半数(50%超)の議決権を有する株式を保有する株主によって、ほとんど全ての決定がなされるという前提で運営されることとなります。

同法第53条にて優先株など「種類株」の発行が可能であると規定されていることから「無議決権株」の発行も可能であり、どのような「株式政策」を実行するかも議論とはなりますが、新会社設立や増資、M&Aにおいては、まず「発行済み株式総数の50%を超える」株式保有が、会計的な「連結対象会社」という概念からも重要かつ基準になるものと考えます。

持ち株比率の目安

<50%超の株式を保有し、さらに安定多数を目指す場合の持ち株比率の目安/株主総会>

- (1) 株主総会において議決権を行使するための安定した持ち株比率という観点から見ると、インドネシア会社法上、定款の内容変更には最低でも議決権がある発行済み株式総数の3分の2以上の定足数で、最低でも3分の2以上の賛成が必要(同法第88条)と規定されていることから、3分の2(66.7%)以上を確保するべきとなります。
- (2) いかなる決定も単独で行うためには、インドネシア会社法上、会社のM&A、分離、会社の破産申請、存続期間の変更、会社の解散についての決定は最低でも議決権がある発行済み株式総数の4分の3以上の定足数で、最低でも4分の3以上の賛成が必要(同法第89条)と規定されていることから、4分の3(75%)以上を確保するべきとなります。

本来は1社(ないしは1個人)で100%の株式を保有すれば、単独で何でも簡単に決定できるものの、インドネシア会社法においては株主が複数であることが義務付けられています(同法第7条)。

<マイノリティーである場合の持ち株比率の目安/株主総会>

- (1) 1株でも株式を保有している株主は、インドネシア会社法第61条でいう社会的に保証されている権利として、株主

総会、取締役会、コミサリス会^(注)において、その決定事項の結果を公平かつ適正と判断できず、損害を被った場合は、地方裁判所に会社を提訴する権利を有しています。

- (2) インドネシア会社法上、少数株主(10%以上の株式保有)の権利として、下記の通り規定されていることから、10%以上株式を保有するかどうかを判断することとなります。
- 1) 株主総会を開催要請する権利(第 79 条(2a))
 - 2) 会社に損害を与えることとなった取締役会メンバーを、地方裁判所を通じて提訴することができる(第 97 条(6))
 - 3) 同様にコミサリス会メンバーを、地方裁判所を通じて提訴することができる(第 114 条(6))
 - 4) 会社、取締役会、コミサリス会に対する検査を地方裁判所に請求することができる(第 138 条(3))
 - 5) 株主総会に会社の解散を提案することができる(第 144 条(1))
- (3) 会計的見地から、持分法(連結対象子会社とは判定されないものの、(企業グループ全体に)相当の影響力を行使し得る場合に適用され、親会社の連結財務諸表に反映される会計方法)を適用するかどうかは、20%以上の株式保有が目安(インドネシア会計原則 PSAK 第 15 条)となります。
- (4) 税務的見地からは、25%以上株式を保有しているかどうか、目安となります。
- 日本の親会社が株主の場合、配当するインドネシア法人は、租税協定がない場合には海外サービス支払いに係る源泉税(PPH26)は 20%源泉ですが、日本・インドネシアの租税協定がある場合はそれに従い 25%以上の持ち株比率の場合は 10%源泉、25%未満の場合には 15%源泉し配当を実行することとなります(日本の税制においては、これら源泉された源泉税は、日本において税額控除できないことになっています)。

一方、インドネシア国内の法人株主への配当については、インドネシア所得税法第 4 条(3)f において、配当する会社の払込資本金額の 25%以上の株式を保有している場合、配当金は非課税とされています。

税務協定やインドネシア所得税法共に、25%以上の株式を保有していることが「経営に参画しているかいないか」の目安になっているようです。

書面決議

定期株主総会や臨時株主総会を開催せず、書面にて決議する場合には、株主の全員(100%)が署名しなければなりません(インドネシア会社法第 91 条)。また株主総会が開催された場合でも、事前に案内していない追加議題については、株主の全員が承認した場合のみ有効となります(同法第 75 条)。

最近になってインドネシア投資調整庁(BKPM)では旧外国投資法における「15 年ルール※」の行政指導が再燃しているようです。2007 年投資法改定以前に設立された会社は、インドネシア側に株式を移譲すると、パートナーとの関係が崩れた場合など、書面決議ができなくなる可能性が生じ、全ての決定について、インドネシア国内での開催が義務付けられている株主総会を開催しなければならないかもしれません。

※ 100%外資による企業は商業生産開始後 15 年以内に株式の一部をインドネシアの個人あるいは法人へ委譲することが条件付けられたもの。

まとめ

上述したような観点から持ち株比率の目安についてまとめると、以下のようになります(ただし会社定款で例外的に規定されている場合があります)。

- 10%未満 : 資本参画しているのみ
- 10%以上 : 少数株主保護的観点
- 20%以上 : 会計原則における持分法的観点
- 25%以上 : 税務的配当金の観点
- 50%超 : マジョリティーの観点/会計原則における連結対象
- 66.7%以上 : 安定的観点
- 75%以上 : 最も安定的、ほぼ独占的
- 100% : 複数関連会社などで保有すれば常に書面決議のみ。ただし BKPM15 年ルールに注意

インドネシア会社法の冒頭には「家族主義の原則」がうたわれ、さらには「ムシャワラ musyawarah(話し合い)」の精神が同法第 87 条にも規定されています。

同法第 87 条(1)株主総会の決議は、全会一致の精神が望ましくムシャワラによって採択されるべきである。(2)上記のような全会一致ができなかった場合には、過半数の決議が有効となる。

資本主義社会でいう多数決の理論が必ずしも優先するのではなく、とことんまで話し合いをした上で、会社の最高議決機関である株主総会において重要問題を決議してほしいというアジア的ウエットな精神が読み取れます。

(2013 年 7 月 1 日作成)

記事提供: PT. JAPAN ASIA CONSULTANTS 取締役社長 吉田 隆

会計・税務の専門家。YKK 株式会社及び YKK インドネシア社(YKK インドネシアグループ 4 社統括管理部長)での勤務を経て、1996 年、PT ASIA CONSULTANTS 社設立。
13 年を超えるインドネシアでの会社経営経験を通し、インドネシア事情を冷静な洞察力と、深い愛情をもって解説することで定評がある。

(注) コミサリス会 : 株主総会によって任命され、会社の経営について取締役会の方針を監督し、助言を与える社内機関。日本の監査役会に相当。

3. 政治・経済・産業トピックス

【経済】

■ (インドネシア)－8月消費者物価指数 8.79%上昇、季節要因でインフレ加速

中央統計局が2日に発表した8月の消費者物価指数(CPI)は、前年同月比+8.79%上昇した。前月の同+8.61%から伸び率が加速し2009年1月以来の高い水準となった。年間で最も内需が拡大するイスラム教の断食明け大祭(レバラン)が8月上旬に行われたことや、ルピア相場下落による輸入物価の上昇が背景とみられている。

■ (インド)－貿易収支が改善、8月の赤字幅は109億ドルに縮小

商工省が10日発表した貿易統計(速報値)によると、8月の貿易収支は赤字幅が109.2億ドルに縮小した。輸出額が261.4億米ドル(≒約2.6兆円)と過去2年で最大となる前年同月比+13.0%の伸びを示した一方、輸入額は同0.7%減の370.5億米ドル(≒3.7兆円)となり、貿易赤字が7月に続き2カ月連続で縮小した。輸出の大幅な伸びの背景には、欧米やアフリカ、アジア太平洋地域向け輸出の改善に加え、ルピー安の進行が挙げられている。

【産業】

■ (ベトナム)－労働総同盟 +21～36%の来年度最低賃金引上げ案を提出

ベトナム労働総同盟(VGCL)は4日、来年の最低賃金について、地域により現行比24%～36%引上げる案と、同+21～32%引上げる案の2通りを国家賃金評議会に提出した。24～36%の引上げが採用された場合、来年の最低賃金は大都市圏の第1地域で現行の235万ドンから320万ドンに、第2地域は同210万ドンから275万ドンに、第3地域は180万ドンから240万ドンに、経済発展が遅れている第4地域は165万ドンから205万ドンにそれぞれ引上げられる。一方、21～32%の引上げが採用された場合、最低賃金は第1地域で310万ドン、第2地域で265万ドン、第3地域は230万ドン、第4地域は200万ドンになる。

【政策・制度・規制】

■ (フィリピン)－中銀、政策金利を据置き

フィリピン中央銀行は12日に開いた金融政策決定会合で、政策金利の据置きを決定した。現行の政策金利は、翌日物借入金利が3.5%、同貸出金利が5.5%。昨年12月以降据置かれている。中銀は、インフレ環境が安定しており、最新の観測でインフレ率の見通しが今年と来年は3～5%、2015年は2～3%と、政府目標の範囲内に収まると予測されるため、据置きを決定したと説明。中東の地理的緊張の高まりが原油価格に及ぼす影響については、インフレの上昇リスクがやや高まったと指摘するとともに、引続き価格の推移を注視し、インフレなき経済成長を目指す方針を示した。

4. 最近の日系企業の新規海外案件情報

進出先	親会社	現地法人(資本金)	所在地	主要業務
インド	ルネサス エレクトロニクス株式会社 * 全額出資ルネサス モバイル社の子会社譲渡の一環、譲渡先=Broadcom Corporation社(米)、譲渡価額=約1億6,400万米ドル(全譲渡対象を含めた想定額)	ルネサス モバイル・インド社 (資本金3億4,000万ルピー)	バンガロール	携帯機器向け通信モデム等の研究開発
インド	鴻池運輸株式会社 70% メディアスホールディングス株式会社 30%	Medical Database Pvt.Ltd.(仮称) (資本金2億ルピー)	ハリヤナ州 グルガオン市	医療材料データベースの構築と配信等
インドネシア	大陽日酸株式会社 33% National Oxygen Private Limited 17%(大陽日酸グループ) サマトール社 50%(地場)	PT SAMATOR TAIYO NIPPON SANSO INDONESIA (資本金600万米ドル)	西ジャワ州ブカシ県 GIIC工業団地内	一般産業ガス・標準ガス・混合ガスの仕入れ・販売等
カンボジア	株式会社クボタ(タイ現地法人経由)	Kubota Cambodia Co.,Ltd. (資本金50億リエル)	プノンペン	農機の販売支援、市場情報収集、サービス等
タイ	チソソ株式会社 50%(グループ子会社経由) Indorama Holdings Ltd 50%	ES FiberVisions (Thailand) Co.,Ltd.(仮称) (資本金1,200万米ドル)	ラヨーン県 マブタブ工業団地	ポリオレフィン系複合繊維の製造販売
ベトナム	住友商事株式会社 * 地元eコマース事業会社にグループで30%出資	Tiki Corporation	ホーチミン市	書籍、エレクトロニクス、文房具、衣類等のネット販売
マレーシア	住友商事株式会社(グループで全額出資)	SUMISHO ECOMMERCE MALAYSIA SDN.BHD. (資本金1,560万リンギット)	クアラルンプール市	日用品・食品等のネット販売
マレーシア	株式会社共和電業 49%(残る51%は協議中)	KYOWA DENGYO MALAYSIA SDN.BHD. (資本金2万5,000リンギット)	クアラルンプール	応力測定機器の販売および機器の修理、メンテナンス等
マレーシア	北越工業株式会社	Hokuetsu Industries Asia Sdn.Bhd. (予定・資本金150万リンギット)	スランゴール州	自社製品(発電機等)の販売
ミャンマー	富士電機株式会社 * 駐在員事務所の設立	Fuji Electric Co.,Ltd.Myanmar Branch Office	ヤンゴン市	市場動向・インフラ投資計画等の情報収集と発信他
ミャンマー	高砂熱学工業株式会社 * 駐在員事務所の設立	高砂熱学工業株式会社ミャンマー事務所	ヤンゴン市	オフィスビルや病院など空調設備工事に関する情報収集
ラオス	株式会社クボタ(タイ現地法人経由)	Kubota Laos Co.,Ltd. (資本金70億キープ)	ビエンチャン	農機の販売支援、市場情報収集、サービス等

(注: アジア・オセアニア地区、公開情報のみ)

5. 「グローバル経営支援セミナー」開催情報

国・エリア	テーマ・タイトル	開催日	開催地	会場	講師
フィリピン	フィリピン投資セミナー	14年1月15日(水)	大阪	銀行協会	三菱東京UFJ銀行マニラ支店 支店長 中尾 哲(他)
		14年1月16日(木)	名古屋	名古屋ビル	
		14年1月17日(金)	東京	東商ホール	
為替相場	為替相場セミナー	14年1月20日(月)	名古屋	銀行協会	三菱東京UFJ銀行 企画部経済調査室 次長 伊達 信夫 三菱東京UFJ銀行 市場企画部 市場ソリューション室 チーフエコノミスト 内田 稔
		14年1月21日(火)	大阪	商工会議所	
		14年1月22日(水)	福岡	TKPガーデンシティ福岡	
		14年1月23日(木)	東京	メルパルクホール	
ラオス	ラオス投資セミナー	14年1月最終週	東京 名古屋 大阪	未定	三菱東京UFJ銀行 プノンペン駐在員事務所 所長 服田 俊也(他)

(注: アジア・オセアニア地区関連のみ)

(ご参考) 主要国経済指標

マレーシア	単位	2012	2013/1Q	2013/2Q	Jul-13	Aug-13	備考
実質GDP成長率	%	5.6	4.1	4.3			前年(同期)比
インフレ率	%	1.6	1.5	1.8			
貿易収支	百万米ドル	30,772	5,291	2,666	895		消費者物価指数(CPI)、前年(同期)比
経常収支	百万米ドル	18,566	2,830	797			
市場金利	%	3.21	3.21	3.20	3.20	3.20	銀行間(3カ月物)、期末値
外国為替相場	対米ドル	3.089	3.083	3.071	3.192	3.277	期中平均
株価		1,689.0	1,671.6	1,773.5	1,772.6	1,727.6	クアラルンプール総合指数、期末値

(出所: マレーシア中銀、CEICなど)

タイ	単位	2012	2013/1Q	2013/2Q	Jul-13	Aug-13	備考
実質GDP成長率	%	6.5	5.4	2.8			前年(同期)比
インフレ率	%	3.0	3.1	2.3	2.0	1.6	消費者物価指数(CPI)、前年(同期)比
貿易収支	百万米ドル	6,015	-271	-497	258		
経常収支	百万米ドル	169	1,267	-5,076	-709		
政策金利	%	2.75	2.75	2.50	2.50	2.50	翌日物レポ金利、期末値
外国為替相場	対米ドル	31.07	29.80	29.86	31.12	31.58	期中平均
株価		1,391.9	1,561.1	1,451.9	1,423.1	1,294.3	SET指数、期末値

(出所: タイ中央銀行、国家経済社会開発委員会、CEICなど)

インドネシア	単位	2012	2013/1Q	2013/2Q	Jul-13	Aug-13	備考
実質GDP成長率	%	6.2	6.0	5.8			前年(同期)比
インフレ率	%	4.3	5.3	5.6	8.6	8.8	消費者物価指数(CPI)、前年(同期)比
貿易収支	百万米ドル	-1,659	-235	-3,107	-2,309		
経常収支	百万米ドル	-24,074	-5,819	-9,848			
政策金利	%	5.75	5.75	6.00	6.50	7.00	BI金利、期末値
外国為替相場	対米ドル	9,388	9,706	9,803	10,089	10,605	期中平均
株価		4,316.7	4,941.0	4,818.9	4,610.4	4,195.1	インドネシア総合指数、期末値

(出所: インドネシア中央銀行、CEIC、Bloombergなど)

ベトナム	単位	2012	2013/1Q	2013/2Q	Jul-13	Aug-13	備考
実質GDP成長率	%	5.3	4.8	5.0			前年(同期)比
インフレ率	%	9.1	6.9	6.6	7.3	7.5	消費者物価指数(CPI)、前年(同期)比
貿易収支	百万米ドル	780	136	-1,203	379	-300	
経常収支	百万米ドル	9,062					
政策金利	%	9.00	8.00	7.00	7.00	7.00	リファイナンスレート、期末値
外国為替相場	対米ドル	20,873	20,881	20,968	21,220	21,121	期中平均
株価		413.73	413.73	491.04	491.37	494.78	VN指数(ホーチミン)、期末値

(出所: ベトナム統計局、中央銀行、IMF、CEIC等より)

フィリピン	単位	2012	2013/1Q	2013/2Q	Jul-13	Aug-13	備考
実質GDP成長率	%	6.8	7.7	7.5			前年(同期)比
インフレ率	%	3.2	3.2	2.6	2.5	2.1	消費者物価指数(CPI)、前年(同期)比
貿易収支	百万米ドル	-10,031	-2,276	-1,754			
経常収支	百万米ドル	7,126	3,439				
市場金利	%	0.20	0.08	0.90	0.67	0.59	TB、期末値
外国為替相場	対米ドル	42.23	40.70	41.78	43.36	43.86	期中平均
株価		5,812.7	6,847.5	6,465.3	6,639.1	6,075.2	フィリピン総合指数、期末値

(出所: CEIC、IMFなど)

インド	単位	2012	2013/1Q	2013/2Q	Jul-13	Aug-13	備考
実質GDP成長率	%	5.0	4.8	4.4			前年(同期)比
インフレ率	%	7.3	6.7	4.7	5.8		卸売物価指数(WPI)、前年(同期)比
貿易収支	百万米ドル	-193,787	-45,287	-51,180	-12,268		
経常収支	百万米ドル	-87,843	-18,078				
政策金利	%	7.50	7.50	7.25	7.25	7.25	レポレート、期末値
外国為替相場	対米ドル	54.41	54.17	55.93	59.75	63.05	期中平均
株価		18,836	18,836	19,396	19,346	18,620	ムンバイSENSEX指数、期末値

(出所: RBI、中央統計局、CEICなどより)

本資料は信頼できると思われる各種データに基づき作成しておりますが、当行はその信頼性、安全性を保証するものではありません。また本資料は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、当行の商品・サービスの勧誘やアドバイザーフィーの受入れ等を目的としたものではありません。投資・売買に関する最終決定はお客さまご自身でなされますよう、お願い申し上げます。

(編集・発行) 三菱東京UFJ銀行 国際業務部 教育・情報室
(照会先) 橋本 隆城

(e-mail): takaki_hashimoto@mufg.jp

(TEL): 03-6259-6311